

令和5年度第2回滋賀県社会福祉審議会 再犯防止推進計画検討専門分科会

1 開催日時 令和5年9月19日(火)10 時00分～12時10分

2 開催場所 滋賀県危機管理センター 大会議室

3 出席委員(五十音順、敬称略) 12名

　　漢正史、池田克彦、小田桐重孝、佐藤すみれ、白井洋典、城貴志、中川英男、
　　浜井浩一、松井昭浩、松田裕次郎、松村裕美、山崎志保美

4 欠席委員(五十音順、敬称略) 1名

　　辻本哲士

5 事務局

　　健康福祉政策課：駒井課長、田中主幹、中川主任主事、矢向主事

6 議題

　　第二次滋賀県再犯防止推進計画の素案について

7 概要

(司会)

定刻になりましたので、滋賀県社会福祉審議会 再犯防止推進計画検討専門分科会を開催いたします。

それでは開会にあたりまして、健康福祉政策課長の駒井よりご挨拶申し上げます。

(健康福祉政策課長)

本日は、再犯防止推進計画の検討専門分科会第2回目でございます。

また、日頃から本県の健康医療福祉行政に対しまして、ご理解とご協力を賜りまして、この場をお借りして厚く御礼を申し上げます。

前回、7月の分科会では、委員の皆様、それぞれのご活動の内容や日ごろお取り組みの中で感じていただいている課題等をご意見として頂戴いたしました。

また今回のこの第二次滋賀県再犯防止推進計画の骨子案を事務局の方からご提示をさせていただきまして、それぞれご意見を頂戴いたしました。

それらのご意見を踏まえまして、今回、少し事務局の方で修正をさせていただいておりますので、本日はこちらについて、改めましてご意見を頂戴できればと思っております。

計画の本文の素案につきましても事務局の方で資料をまとめさせていただいております。

後ほどまたご説明もいたしますが、こちらにつきましても皆様それぞれからご意見を頂戴し、意見交換をさせていただけたらと思っております。

本日も限られた時間ではございますが、皆様それぞれのお立場から忌憚のないご意見を頂戴することをお願い申し上げましてご挨拶とさせていただきます。

本日もどうぞよろしくお願ひいたします。

(司会)

次に本日の専門分科会は 13 名中 12 名のご出席をいたしております、委員総数の過半数となりますので、滋賀県社会福祉審議会規定第 4 条第 2 項の規定に基づきまして、会議が有効に成立していることを報告させていただきます。

本日はご都合により県立精神保健福祉センターの辻本委員が欠席されておりまので併せてご報告させていただきます。

また、本日の専門部会は、公開で開催いたします。そのため傍聴が可能となっております。

また、会議の内容につきましても、議事概要を後日公開することとなっておりますので、ご了承お願いいたします。

また、前回も説明しておりますが、再度、今後の策定スケジュールを簡単に確認しておきたいと思います。

本日第 2 回目の分科会では、議題にもありますように、第二次計画の素案についてご意見をいただきたいと存じます。

いただいたご意見を踏まえまして、修正した素案につきましては、第 3 回分科会までの間に、書面で委員の皆様に意見を紹介させていただく予定をしております。

その後第 3 回目の分科会で再度、皆様からご意見をいただき、この分科会としての計画案を作成し、社会福祉審議会でも改めてご議論いただいたあと、パブリックコメントで県民の皆様からのご意見をいただきながら、最終、来年の 3 月に策定を予定しておりますので、よろしくお願ひいたします。

それでは議事に入らせていただきます。

進行ですが、社会福祉審議会条例第 7 条第 3 項の規定により、専門分科会長はその専門分科会の事務を掌理するとありますため、ここからは会長にお願いしたいと思います。

(分科会長)

それでは会議の進行に先立ち、前回の分科会での意見を踏まえて、初めに事務局から資料1
第二次再犯防止推進計画の骨子案について説明をお願いします。

【資料1により説明(事務局)】

(分科会長)

以上の点について何かご質問、ご意見ありますでしょうか。

具体的な成果は無いものの、指標のところにできるだけ具体的な数字が取れるものを入れていただいている。

ただし、基本目標において、「罪を犯し生きづらさを抱えた者が再び犯罪をしないための」という文言が先に来るのは少し違和感を感じます。

社会防衛としての再犯防止は、刑事司法機関、警察、法務省等が行うべきことであり、地方公共団体は、生きづらさを抱えた人たちに対して、必要なサービスを提供することで、犯罪を選択肢にしないでも生きていけるような状態を作り出す更生支援を行うものです。

つまり地方公共団体の支援は、結果として再び罪を犯さないようにということで、言葉の問題になりますが、「罪を犯して生きづらさを抱えた者に対する「息の長い支援」と「支援の輪の拡充」を行う」ことで、「犯罪を選択肢にせずに生きていけるような、再び罪を犯さずに生きていけるような状態にしていく」というふうに目標を改めていただければいいかなと個人的には思っています。

皆さんいかがですか。

(委員)

賛成です。

(分科会長)

県は基礎自治体ではありませんけれども、地方公共団体は、一県民として罪をした者を受け入れて、彼らが犯罪をしないでも生きていけるような状態にしていくべきかと思います。

それ以外の点については、網羅されていますし、具体的な指標を設けて効果が見えるような形になっているというところでよろしいのではないかと思います。

(委員)

3の保健医療・福祉的支援の充実の指標ですが、二つ目の指標に刑事司法手続段階の高齢者・障害者入口支援事業等とありますが、「高齢者・障害者入口支援事業等」と書かれている内容は、国の事業としては「被疑者等支援」に変わっていると思います。

入口支援事業の方がわかりやすいから使っているのかなとは思いますが、国の事業に合わせるのであれば「被疑者等支援」になります。

(分科会長)

その辺も検討していただければと思います。

それでは、今日の本題である第二次滋賀県再犯防止推進計画素案の説明をよろしくお願いします。

【資料2により説明(事務局)】

(分科会長)

私の方でいくつか素案の中で気になった点を確認しておきたいと思います。

具体的な計画のところではなく前提条件ですけど、例えば4ページです。

県内の現状のところですが、どうしても再犯防止推進計画という話になるので国の方でも再犯者率という数字がよく参照されます。

犯罪統計の読み方という基本的な部分で、「再犯率」と「再犯者率」は全く別物であることを確認しておく必要があります。

「再犯率」とは、犯罪をした人が、例えば5年後にどのくらい再犯をするかで、時系列で時間が前に進んでいきます。つまり、一定期間過ぎた時にどのくらい再犯をするかを数字で表したものです。

一方で、「再犯者率」というのは、現時点で捕まっている人の中に再犯者がどのくらいいるかという数字になります。これは、初犯者が捕まらなくなってくる、新たに犯罪をする人がどんどん減っていくと、分母が減っていきますので、再犯者数が減っても、再犯者率は上がっていくということになってしまいます。

つまり、再犯者率が上がったからといって、大きく再犯者数が下がっていれば、初犯者数が再犯者数の減少数よりも減ったということで、特段問題のない数字ということになります。

また、再犯者自体も警察が暗数となっている事件を掘り下げ、検挙するよう注力すれば増える

ため、警察が一生懸命取り組めば、再犯者数がどんどん増えます。だからといって、犯罪情勢が悪化しているのかというとそうではありません。

これらの点は犯罪統計の基礎として明確に意識しておくことが重要であるというのが一点目です。

もう一点は 7 ページ目です。

一時期、少年非行の低年齢化ということが言われたことがあります、非行が低年齢化しているという事実は、統計上ありません。

小学生による殺人など特定の低年齢層の人が大きな事件を起こしたときに、すごく印象に残るというところで低年齢化と言われることがあります、数字として見ると、非行は高年齢化も低年齢化もしていません。非行率そのものが各年齢層全てで最近 10 年ぐらい下がってきています。

だからといって、非行に関することが安泰かと言われるとそうでもない。

全国の少年院の在院少年に対して、闇バイトに関する調査を法務省に協力してもらい、行った結果、私が思っていた以上に闇バイトが広がっている実態が明らかになりました。

闇バイトの中核に関わっている少年たちにとって闇バイトは、正業に代わる一つのビジネスモデルになっています。こうした背景には、日本の労働環境にも問題があり、非合法なことを強いる企業があったり、非合法なことはしていないとも低賃金で過重な労働が科され搾取されるという中で、それらに対する別の選択肢として、闇バイトが存在しているというのを感じます。

非行少年は減少しているものの、ここ 1 年だけで見ていくと、少年院の中に少しずつ闇バイト関連の少年が増え始めている全国的な傾向もあります。そういう観点でも、就労の問題は非常に大きいのかなと思います。

あとは、前回意見を出していたように、県の役割としては、市町を含めたネットワークの構築に力を入れていくというところ、保護司のなり手不足等も含めて協力していくこと、県が直接事業として行っている地域生活定着支援センターや居住支援法人に力を入れることという文言を入れていただいていて良いと思います。

それでは、ここからは委員の皆様からの意見をいただければと思います。

(委員)

9 ページの基本方針のところに「主体性を尊重し」というのを入れていただいて素晴らしいと思っていますが、一つ付け加えていただけたらと思います。

なぜ人は罪を犯すかではなくて、なぜ人は罪を犯さないかという視点で研究したイギリスの研究者から出た「犯罪からの離脱」という言葉があります。

その中で人生の主体性を取り戻すことが非常に大事であるとされており、犯罪から遠ざかっていくためには、主体者にならなければいけない、誰かのせいでの自分が悪いことをするようになったというように、人のせいにするのではなく、主体的に生きていくことが大事だと言われています。

例えば、犯罪をした人の主体性を尊重し、その人のよりよい人生を目指し、抱える困難に応じた生活再建を実施するというところで、再犯防止っていうことだけではなく、福祉の観点からいくと、犯罪から遠ざかることがよりその人の本来のより良い人生に向かっていくというメッセージを入れた上で、その生活再建ということになればなと思っております。

(分科会長)

私も同感です。イギリスの研究者シャッド・マルーナは、罪を犯した人たちは、親が悪かった、友達が悪かったみたいなことを言う人が圧倒的に多く、自分の人生をちゃんと自分で生きていない、あるいは自分で責任を持って生きているわけではない。彼らが更生することは、様々な出会いによって、自らの人生に対する主体性を取り戻し、自分の人生を肯定的にとらえることのできるような、新たな自分自身の物語を作っていくプロセスだと指摘しています。

犯罪者処遇というと、犯罪者を客体としてとらえ、彼らを立ち直らせ、再犯させないための処遇の対象という視点になり、彼らが立ち直っていく主体だという視点を持ちにくいところがあります。それでは本当の意味での立ち直りにはならないというのがマルーナの主張です。重要なご指摘ありがとうございました。

(委員)

骨子案の基本政策の民間協力者の活動の推進、広報啓発というところですが、色々な方の話を聞いていると、犯罪をした人たちを助けていこうというのは分かるが、その被害に遭った人たちはどうなのかと問われます。

犯罪をした人を助けていくことで、被害に遭う人も減っていくというのを明確にすることにより、社会における犯罪をした人たちを助けていこうという気運を高めていくことができたら、保護司のなり手不足等の解消にもなるのではないかと感じています。

広く県民に理解してもらう事が、そのためにも必要ではないかと私は思いました。

(委員)

地域生活定着支援センターの役割なのかもしれません、生活支援について、特に高齢で罪を犯した方が、地域で三食食べられるように生活するのが大変だから、刑務所の方が楽という考え方

方になっておられる方がいます。

そういう人たちに調整をかけて介護や福祉等のサービスに繋げていく中でも、そのようなサービスの対象者にならないという方々がおられ、そういう方々に向けた支援というのができないかと感じています。

これは対象者自身の考え方の問題なのかもしれませんし、サービスを拒否される場合もありますので、一概には言えませんが、特に福祉に関わるものとしては、こうした生活の支援をもう少し充実できるためにどうしたらしいのか考えさせられました。

(分科会長)

日本の刑務所は決して快適な環境ではないわけですけれど、それでも刑務所に帰りたいと言つて罪を犯す人たちが一定数いるという現状があります。日本よりはるかに快適な刑務所を運営するノルウェーでは、こうした現象はほとんど見られない。

そう考えると、やはり地域社会の中で生きていきたいって思えるような環境をいかに作るかというのは非常に重要な気がします。

(委員)

21ページにて、特性に応じた支援や指導の充実のところで、性的課題を持つ対象者に対しての支援ということを、新規で入れてくださったのは、罪を犯した人が刑務所とか少年院の中にいるときに、きちんとした教育をしなければいけないということでなく、出所した後で再犯を起こさないために、福祉的に何をするかということを意味していると推察します。

刑務所の中である程度、性教育がされていないと、性的課題を持つ対象者に対しての認知行動療法に基づくプログラムの活用を地域生活定着支援センターだけの事業とするのは困難ではないかと思います。

性的課題というものがそもそも何なのか、性的嗜好とはまた違うものだと感じている。

性的嗜好は個人の自由であって、それは犯罪になるものとならないものがあると思うが、性的課題をどのように定義すればよいのか。

定義が定まらない中で、地域生活定着支援センターの方が認知行動療法として実施していくのか疑問に感じます。

また、教育という言葉が素案の中にあまり見当たらず、教育をもっと重視してほしいなと思っています。

(分科会長)

性的な問題に関してはいろいろ複雑になってきている中で、一番のポイントは、本人の同意なく、そういう行為をすることです。例えば子どもの場合は、そもそも同意すること自体が難しいわけですから、子どもに対してそういうことをしてはいけない。

刑務所では、いろいろな犯罪類型の中では性犯罪に対する処遇が一番充実し、効果検証も行われていて、犯率が下がることを確認しています。ただ、その人たちが社会に出たときに認知行動療法というのは、継続的に行わないと効果が薄れてしまいます。例えば大阪府では、本人たちが希望する場合には、こうした認知行動療法を出所後も、あるいは刑期が終了した後も受けられるよう提供し、社会でも継続して行えるような状況を作っています。

それを県として何らかの形で提供できるようなことができればいいと思います。

(委員)

骨子案の基本施策の4の非行防止と就学支援のところで、非行等を理由とする修学中断の防止ということで掲げられていますが、現場での感覚としては、最近は非行による中断というよりは、引きこもり傾向とか不登校になる子が多いと感じます。

非行だけではない修学の中止が要因になって、将来的に犯罪に巻き込まれるケースに繋がる恐れが十分にあるのかなと感じます。

3の保健医療・福祉的支援の充実の特性に応じた支援について、21ページには性的課題を持つという所がピックアップされているが、ここに発達や障害の特性についての支援も記載してほしいなと感じます。

16ページの再犯防止地域支援員設置事業で、旧の方には協力雇用主の新規開拓を行いますという文言があるが、これは今回どこにも記載されていないのかなと感じました。

就労の定着は大事なことですが、そもそも就労の場がないければ、定着にも至りませんので、そういう事業が記載されていないのであれば記載して欲しいと感じます。

(事務局)

今の協力雇用主の新規開拓につきましては、24ページにあります保護司のなり手不足に対する事業として実施している再犯防止支援設置事業の中において、こちらのパネル展示やパンフレット配布の中においては、協力雇用主等の事例を記載したものもありますので、周知啓発の中に協力雇用主に対する周知啓発も含んでおります。

先ほどご指摘いただいたところに新たに加えさせていただく形で検討したいと思います。

(分科会長)

第二次計画においても骨子案の課題のところで協力雇用主のもとで実際に雇用に至っている人数が少ないということが問題点として指摘されています。このあたりも課題と指標に関係しますが、協力雇用主の数を増やして、実際に雇用に至る人を増やしていくという具体的な目標にした方がいいと思います。

それから特性に応じたというところで、再犯防止推進計画で記載することで犯罪者予備軍という扱いになってはいけないが、性犯罪だけではないという観点も含めた県としての施策は必要であるかと思います。

(委員)

再犯される方は、自分というものを大切にしない、大切にするものがなくなっているという方が多いと対象者と話をしていて感じます。

住居や生活の安定はもちろん必要ですが、孤立・孤独感から、再犯をしてしまうと言っている人もいました。

孤立・孤独感を埋めていくのは、物理的な条件ではないと私は思っています。

そこを再犯防止の事業としてどのような形で埋めていったらいいかはわかりませんが、地域の人たち、社会全体で支えていかないといけないというのが、再犯防止計画の中に記載していただけたらと感じています。

(分科会長)

居場所と出番と言われますけれども、犯罪をして孤立する中で、ここには自分の居場所がないと感じて、自暴自棄になって再犯をしてしまう。

最近は更生保護施設のフォローアップということで、更生保護施設を出た後、地域でアパートに暮らしている人たちに対してコンタクトを取っていくという活動をされていますが、その結果、円満退所した方でも全く地域に溶け込めず、閉じこもっている状況が見えてきました。

孤立をどうやって防いでいくかというところは大事な視点だと思います。

(委員)

昨年度は、刑務所や少年院から仮釈放させるかどうかを決定することを主な業務としている地方更生保護委員会というところに勤務していたが、数年前からこの再犯防止ということで、満期

出所の人をいかに再犯させないように、地域に繋げていくかという視点が重要視されるようになり、それまでは受刑態度が悪いなどの理由により仮釈放の対象とならず、面接対象にもなっていなかった受刑者と面接を実施するようになりました。

そこで感じるのは、やはり守るものを持ってない人が多く、どうすれば再犯しないように働きかけられるのかなということを考えさせられる1年でした。

ただ時々、「自分は満期出所ばかりでこういう面接をそもそもしてもらったことがなく、話を聞いてもらって、自分の過去を振り返ったときにこのままではダメだということを気づきました。」というような意見を述べる受刑者も一握りですけどおりましたので、何か関わり方というのも大事かなと思います。

二つほど話をさせていただきましたが、一つ目は、実施主体が抜けているのではないかと感じます。例えば滋賀県がどこかと協働してとか、連携して実施しますというような実施主体を書いてもらう方がいいのではないかと感じました。実施主体がないと、誰がどうやっているのだろうと県民には伝わらない場合や他の関連組織の人もどこに聞けばいいのかわからない場合が想定されます。

それから、もう一つの細かい話になるが、対象としている人物の呼び方が、者、人、方、対象者と表現が様々なので、統一できないかと思います。

(事務局)

県の計画ですので、基本的に主語がない部分は滋賀県が実施主体となります。

委託事業も同じく県の事業となりますので、実施主体を抜いているところはあります。

ただ、どこと連携してというのは、明記しないと非常にわかりづらくなってしまうので、もう一度、そういうたった視点で、全て見直したいと思います。

(委員)

就労支援という立場から 6 ページですが、就労・住居の確保の課題のところで、協力雇用主の業種に偏りがあるというところで、就労の選択肢を増やすことが求められています。

全体の約6割から7割程度が建設業に偏っていると、偏っている理由の一つとしては、競争参加資格審査における加点制度の取組が挙げられると思います。

逆にその他の業種については、そのような取組が不足しています。

また、協力雇用主を増やしていくのも重要ですが、397社のうち実際に雇用に至っているのが、14社であり、対象者は減っており、選択肢もある程度はあるものの、実際の雇用に至ってい

ないというのが実態です。

課題のところで、「生活するためだけに働くのではなく、やりがいや居場所を感じられるような雇用のあり方が求められています」という表現の仕方は、非常にいいかなと思います。

働くための意欲を出すためには、やりがいや居場所が必要であります。

周りの人間関係や自分が必要とされているという思いは、犯罪抑止、再犯防止に繋がると思います。

協力雇用主制度は仕組みとしては、受け皿であるが、実際雇用された後に、長く続けてもらい、職場が居場所になるというところまでのフォローができていない場合が多いのではないかなど感じます。

社会全体が労働力不足であり、実際登録されている雇用主の中には、人材確保を優先されている方もおられ、社会貢献や立ち直り支援と相反しています。

民間の運営会社になれば、利益の追求もあり、従業員をコストとするか投資とするかというところも会社によって、考え方も異なります。

そのため、就職先が決まつても、雑に扱われ、寄り添ってもらえない、失敗体験が増えている、刑務所の方が楽かなと思ってしまい、刑務所が居場所になってしまいます。

やはり再犯防止に協力していくういう支援者は、従業員をコストと考えるのではなく、大事に寄り添つて、フォローすることで、その人の今後の人生の方向性も変わってきたりすると感じます。

(分科会長)

刑務所の中ではものすごく頑張って、非常に高い評価を得ても、社会に戻ったら元受刑者ということで、なかなか居場所が見つからないという方が、刑務所の中で特別感を思い出して戻ってしまう。刑務所が居場所になっているのだと感じことがあります。

そうならないために、社会がどのように居場所を提供していくかが課題となっています。

就労場所とのマッチングだけの就労支援では再犯率に大きく差が出ず、就労継続支援の重要性が今すごく強調されているので、そのような部分も、県として何らかの形でサポートしていければと思います。

(委員)

全てのことは犯罪予防に関連すると思っており、特に個人が尊重されて生きられる環境を作るというのが重要であると感じています。

LGBTQ+やヤングケアラーなどに関しても、本来はこのようなカテゴリーができる前から、実

態としては存在しており、表面化してきた後にカテゴリー化され、それらを支援するべきと社会が問題視します。

しかし、本来はどのような社会課題があったとしても、カテゴリーに分類して支援するというものでなく、個人自身が尊重され、個人の社会課題そのものとして支援できる社会を目指すところだと思います。

罪を犯す人たちは、そもそも社会から排除された経験や被害経験を背景に抱えていることが多く、罪を犯したことでさらに排除することは、社会に利益をもたらさない負の連鎖であると感じます。

活動をしていく中で、課題を感じているのは、行政と民間の連携の部分であると感じております。21ページに多様な機関の連携と書いていただいているが、各機関が連携する中で、つなぐ先の機関の情報が不足しているというのが課題であり、信頼して任せることができる機関だと判断できるまでに時間を要する。

そのため、行政としては、こうした多様な地域の社会資源の情報を整備し、共有していくことで、円滑な支援が可能になり、息の長い支援を実現できるのではないかと感じます。

また、地域社会における再犯防止の理解についても、加害者を罰したり、排除したりという考えが多く、加害者を支援することが、未来の被害者を防ぐという視点が浸透しておらず、不十分であると感じています。

地域の社会資源を行政が周知や共有していくことが、再犯防止の理解促進の観点からも有効であると考えます。

(分科会長)

滋賀県の基本理念は誰もが自分らしく幸せを感じられる「健康しが」の実現なので、ことさら加害者支援を強調する必要はない、加害行為によって社会から排除されていることも生きづらさの一つで、こうした生きづらさを解消していくための支援という観点でよいかと思います。

日本は縦割りなので、丸投げが発生しやすく、いったん引き受けたら、そこですべの面倒をみなくてはならなくなる。相互扶助、お互い様の精神で関係機関のネットワークができていないというのが大きな課題となっています。

更生支援に向けた関係機関を紹介したパンフレットを作成している自治体もあるので、参考にしても良いかと思います。

(委員)

就労・住居の確保の指標にあるセーフティネット住宅の登録戸数があるが、実際、居住支援を行う中で有効な働きをしていないというのを感じています。

登録戸数について指標とするのではなく、例えば、地域生活定着支援センターと居住支援法人が連携して、特別調整、一般調整を何件実施できたか、また何件継続できているかというのが、指標としてあると、なぜ定着できているのかが分かってきます。

やはり、フォローアップが最大の要になるが、介護や障害等の福祉的支援、生活保護も受給されないとなると、支援機関が地域生活定着支援センターや居住支援法人のみとなります。

しかし、地域生活定着支援センターも継続的に3～4年関わるのは人員的にも難しいので、フォローアップ支援については、もう少し充実した形をお願いしたい。

また、指標についても、居住支援法人においては、保護観察所や地域生活定着支援センターなど、どこからの依頼なのか、年に一度報告を県にしておりますので、そうした数字とかも計上してみてはどうかと思います。

(分科会長)

特に障害や介護といった支援等が該当しない方の生活支援が居住支援法人に対して、丸投げになっている現状が明らかになりつつあります。

居住支援法人については県の事業として行われているものなので、そういった意味で、県としていろんな形で居住支援法人を支援できるネットワーク作りが必要だと思います。

(委員)

更生保護施設から出られた方が、毎日行く場所もなく居場所がないという方は多く、嬉しいことがあっても、喜びを伝える人がいないという話も伺います。

就労支援する中で感じているのは、働く場がないことで、逆に様々な付き合いが出てきてしまう。そうした中で、闇バイトのような良くない繋がりが出てきています。

就労はゴールではなくスタートであって、そこから息の長い支援をどのようにしていくかがすごく大事なことと思っています。

また、息の長い支援をしていく中で、ネットワークの話にも繋がりますが、支援者が1人であると支援者も孤立してしまうので、いかに支援者が抱え込まないかっていう部分でネットワークをどう築いていくかが重要だと感じます。

特にフォーマルな支援だけではなく、インフォーマルも含めて地域で土壤を築き、一体となって取り組むことかということが大事かなと思います。

(分科会長)

ネットワークという言葉はあちこちで使われていますが、ともすると抽象的な概念だけが語られていて、できるだけ具体的なネットワークを模索していただければいいかなと思います。

(委員)

9 ページの基本方針の切れ目のない支援というところで、日本弁護士連合会と日本社会福祉士会に更生支援計画の協力の話が出ておりまして、被疑者段階において、更生支援計画を作つて、その人の今後の更生に協力しようというような動きがあります。

この計画が 5 年先を見据えていますので、現段階でここに記載するかどうかはわかりませんが、司法機関と福祉機関の情報共有が進むことで、切れ目のない支援という文言が具体的になつていく感じますので、余裕があれば、そういう社会の動きを見据えた内容を記載できないかと思います。

依存症の中で、薬物依存が一番犯罪と関わりがあるので、大きく取り上げられるとは思いますが、クレプトマニアなどの窃盗依存についても地域の中で支援していくかを感じます。

県内ではまだまだ、窃盗依存症に関する動きがまだ弱いですが、犯罪件数的には薬物依存どころではない多さであります。

ギャンブル依存とかアルコール依存の問題とともに 19 ページに記載していますけれども、窃盗依存に関しても、医療も含めて取り組みができたらいいなと思いますので検討をお願いします。

(分科会長)

モニター調査のところにも含まれますが、前回に引き続き、私個人のお願いとしては、滋賀の理念が三方よし(支え手よし、受け手よし、地域よし)ということなので、それぞれの満足度や認知度が測定できるような調査は、定期的にやると効果測定になるのだろうなと思います。

長時間にわたり、熱心に議論いただき、ありがとうございます。

(事務局)

本日は委員の皆様から大変貴重なご意見を賜り誠にありがとうございます。

皆様からいただいたご意見の趣旨を踏まえまして、計画策定を引き続き行ってまいりたいと考えておりますので、今後ともどうぞよろしくお願ひいたします。

次回、3 回目の専門分科会は 11 月 2 日木曜日 15 時から開催させていただく予定でござい

ますので、よろしくお願ひいたします。

以上をもちまして本日の再犯防止推進計画検討専門分科会を終了いたします。

ありがとうございました。